

# **P T A 規 約**

**令和 3 年 5 月 1 日**

**柏市立大津ヶ丘中学校 P T A**

# 柏市立大津ヶ丘中学校PTA規約

第1条 本会は、「柏市立大津ヶ丘中学校PTA」と称し、事務局を柏市立大津ヶ丘中学校に置く。

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、大津ヶ丘中学校教育の振興を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。

- 2 生徒の幸福のために、よい保護者、良い教員となるよう協力する。
- 3 家庭、学校、社会における生徒の福祉増進と、生徒の教育環境をよくする。
- 4 その他適当と認められた事項について行う。

第3条 本会は、その目的達成のために家庭と学校の緊密なる連携のもとに、次のような活動をする。

- (1) 生徒の教育環境、生活環境を整え、生徒の校外生活を指導する。
- (2) 会員相互の理解を深め、向上を図る。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は、次の趣旨に則り前条の活動をする。

- (1) 教育を本旨とする民主的な教育団体として本務を守る。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよることなく、また営利的な行為はしない。
- (3) 児童ならびに青少年の福祉増進のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (4) 他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。
- (5) 学校の人事、管理に干渉しない。

第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大津ヶ丘中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人(以下「保護者」という。)および大津ヶ丘中学校に勤務する教職員を正会員とする。
- (2) 教育に関心を持ち本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。ただし、本項に該当する者の入会は運営委員会が決定する。

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名(保護者)
- (2) 副会長 3名(保護者2、教頭1)
- (3) 書 記 2名(保護者2)
- (4) 会 計 3名(保護者2、教職員1)
- (5) 会計監査 2名(保護者2)
- (6) 柏市P連運営委員 1名(保護者1) ※3年に一度、任期は1年間

第7条 役員の出選方法については、細則で定める。ただし、選出は総会の承認を得なければならない。

第8条 役員の出選は1年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 総会で承認された役員は、他の委員を兼ねることはできない。

第9条 役員の出選は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。総会および運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を行うほか、会長に事故あるときはその出選を代行する。

- (3) 書記は、総会および運営委員会の議事を正確に記録し、本会活動に関する重要事項の記録・関係文書の作成・配布・管理にあたる。
- (4) 会計は、総会が決定した予算に基づきいっさいの会計事務を処理し、その結果を会計監査を経て、総会において決算報告する。その他、本会の財産管理にあたる。
- (5) 会計監査は、年度末に本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。また、会計監査は、必要に応じて臨時の会計監査を行う。

第10条 会長は、運営委員会の承認を得て、顧問を委嘱することができる。顧問の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。

第11条 本会の経理は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の会費は、総会の議決によって決定する。
- 3 本会の経理は、総会によって認められた予算によって行われる。
- 4 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第12条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門部会
- (5) 学年委員会
- (6) 地区委員会

第13条 総会は、本会の最高決定機関である。

- 2 総会は年1回とし原則5月中に開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。
- 3 会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長が決定する。
- 5 議長は総会において選出する。

第14条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 年度決算、事業報告の承認
- (2) 年度計画および年度予算に関する審議ならびに承認
- (3) 規約の改正

第15条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査をもって構成する。

- 2 役員会は、総会および運営委員会の招集、議案の提示、その他本会の活動に必要と思われる事項について協議する。

第16条 運営委員会は、本会の役員、専門部の部長および地区委員長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、会長または構成員の2分の1以上が必要と認めるときに開く。

第17条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の立案ならびに審議
- (2) 総会に提出する報告書の作成
- (3) その他全員により委託された必要業務の処理

第18条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 専門部会
- (2) 卒業対策委員会
- (3) 地区委員会

第19条 各委員会には、部長または委員長1名、副部長または副委員長1名、書記1名、会計1名を置く。その選出については構成委員の互選による。

第20条 各委員会の職務については、次条以下に掲げる内容とする。

- 2 各委員会の委員は、次年度の委員を選出する事務を受け持つものとする。

第21条 各委員会の開催については、部長または委員長が必要と認めた場合、会長の承認を得て、随時これを招集することができる。

第22条 各委員会での議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第23条 専門部会の構成と担当する事業は次のとおりとする。

- (1) 文化厚生部 会員の研修活動ならびにその他研修に関すること。  
生徒駅伝への支援、体育祭への参加協力、保健体育厚生活動に関すること。
- (2) 広報部 会報の発行、PTA活動状況等の報告に関すること。
- (3) 環境整備部 学校環境の美化、整備、奉仕作業の計画実施に関すること。
- (4) 卒業対策委員会 高校説明会、茶話会の運営と卒業記念品の準備など。

第24条 各専門部は、各学級1名をもって構成する

第25条 本校の学区を、次の地区に分けるものとする。

- (1) 大井地区
- (2) 大島田・五條谷地区
- (3) 大津ヶ丘地区
- (4) 緑台地区
- (5) 手賀の杜1丁目・2丁目地区
- (6) 手賀の杜3丁目・4丁目・5丁目地区

第26条 各地区には、地区長のほか若干名の副地区長を置くことができる。

第27条 各地区長をもって構成する地区委員会を設置する。

第28条 地区委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地区PTAの代表となり、地区PTAの活動を推進する。
- (2) 地区内の研修、連絡調整をはかる。
- (3) 生徒の校外指導及び交通安全指導にあたる。

第29条 校長は、学校経営者としてすべての会議に出席し、助言・指導をすることができる。

2 校長の指名を受けた教職員は、学校管理ならびに教育上、運営委員会その他、全てのPTA機関に出席して意見を述べる事ができる。

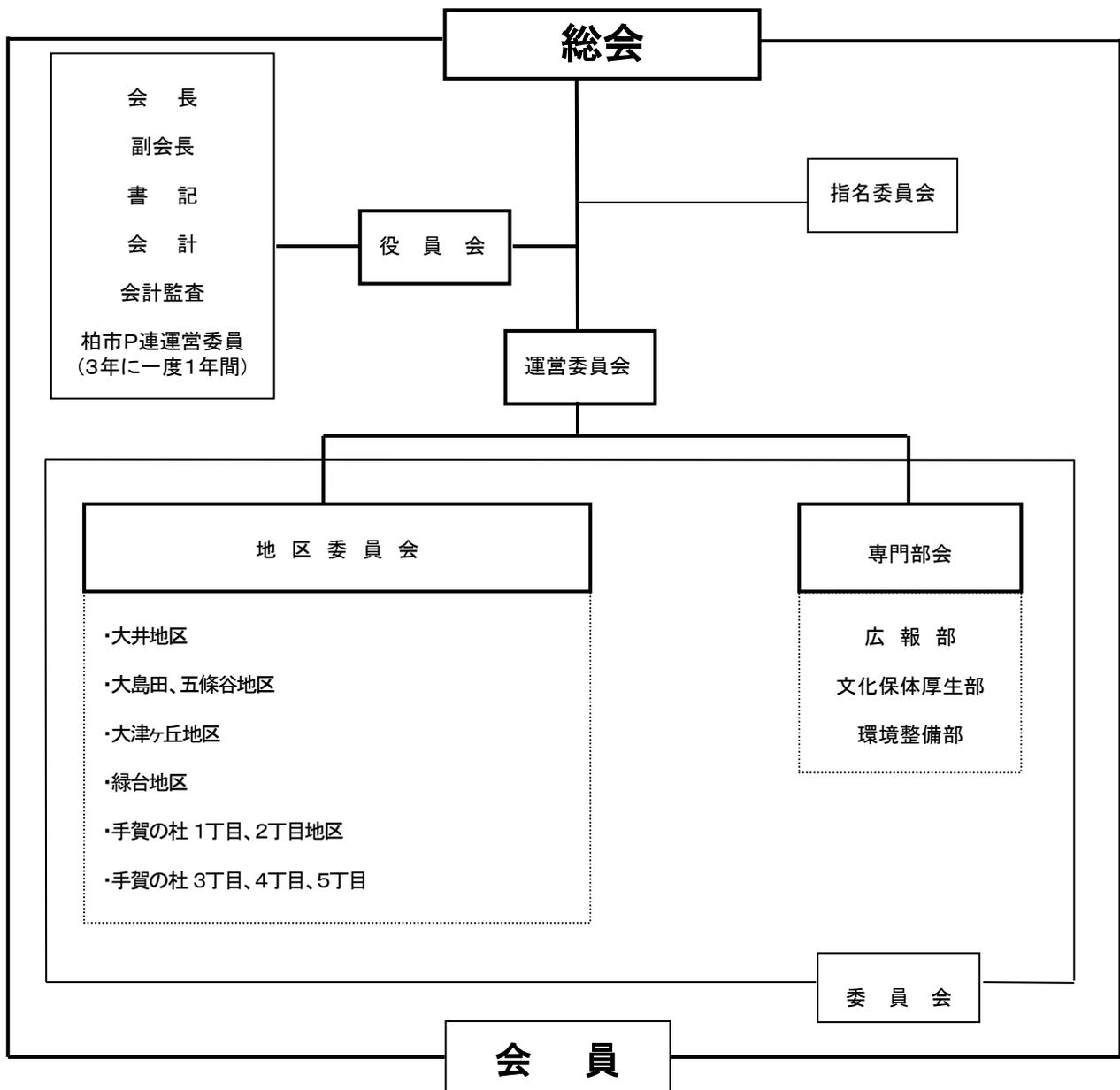
第30条 本規約は、総会の議決によって改正することができる。

2 本規約は、総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

3 本規約は、必要により運営委員会によって細則を制定、修正することができる。

第31条 本規約は、令和2年5月8日一部修正の上施行する。

## 大津ヶ丘中学校PTA運営組織



# 柏市立大津ヶ丘中学校PTA規約に関する細則

第1条 この細則は、柏市立大津ヶ丘中学校PTA規約第8条に基づき、PTA役員の選出について必要な事項を定める。

第2条 役員の選出については指名委員会を設置する。

- 2 指名委員会は、各専門部より2名、地区委員会より2名、本部より1名、計9名をもって構成する。
- 3 指名委員会は、指名委員の互選により正副委員長各1名を選出する。

第3条 指名委員会は、次のことを行う。

- (1) 候補者の推薦指名。
- (2) 候補者本人の承諾を得て指名し、総会で提案し承認を得る。
- (3) 指名委員であっても、役員になることができる。

第4条 指名委員の任期は、委員会が結成されたときから総会において新役員が選出されるまでとする。

- 2 指名委員会には、指名委員の代理者の出席を認めない。

第5条 会費は、月額300円の会費を納めるものとする。ただし、事情のある会員に対しては、会費を減免することができる。

- (1) 各部活動の支援として関東大会以上の出場が決定した場合、支援費として充てる。
- (2) 各部活動で老朽化もしくは破損した用具の購入が必要と認めた場合、支援を行う。
- (3) 生徒奨励費の一部として予算を組む。

第6条 自然災害・大規模感染症発生等により活動が困難な場合は総会の承認を待たず暫定的に活動の休止・

役員選出に関しての変更・会費徴収の停止等を行う。その際は後日書面を以て会員へ報告する。

第7条 本細則は、令和3年5月22日一部修正の上施行する。

## 柏市立大津ヶ丘中学校PTA慶弔費細則案

第1条 本会は、大津ヶ丘中学校PTA規約第2条の目的を達成するため、次の慶弔慰金を贈る。

(1) 保護者、生徒の部

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ア 見舞・火災等(実情により決める) |           |
| イ 香典 保護者(実情により決める) | 10,000円以上 |
| ウ 香典 生徒(実情により決める)  | 10,000円以上 |

(2) 教職員の部

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ア 見舞・火災等(実情により決める)   |           |
| イ 香典 本人(実情により決める)    | 10,000円以上 |
| ウ 香典 配偶者、子(実情により決める) | 10,000円以上 |

第2条 本規定による慶弔慰金は、会員の代表が届ける。

第3条 本規定には該当しないが、慶弔意を表する必要がある場合は、その都度役員会で立案し決定する。

第4条 学級独自で弔慰金は集めない。

第5条 本規定の適用により慶弔慰金を受けた場合、返礼は一切行わない。

第6条 本規定は、平成20年4月19日一部修正の上施行する。